

農業者年金基金法の一部を改正する法律案について

平成13年3月

農林水産省

1 趣旨

農業者年金は、これまで、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化という政策目的を果たしてきたが、高齢化の進展、若い担い手不足による経営移譲率の低下、1人で受給者約3人を支える構造、保険料負担の増嵩等による保険料収納率の低下等、農政上・年金財政上の大問題に直面している。

このため、抜本改革を行って継続し、国民一般が納得し得る食料・農業・農村基本法の理念に即した政策年金として再構築することとする。

2 概要

(1) 担い手の確保に資する新しい制度の創設

食料・農業・農村基本法の理念に即し、政策目的を担い手の確保に転換するとともに、加入要件を農地の権利名義を有する者から農業に従事する者に改める。

財政方式については、従来の賦課方式（現役世代の保険料を引退世代の年金に充てる方式）から積立方式（納付された保険料を積立・運用して年金を支払う方式）に変更する。

意欲ある担い手に対し、次の政策支援を行う。

ア 対象者については、20年間以上加入することが見込まれる次の意欲ある担い手（必要経費等控除後の農業所得で900万円以下）とする。

(ア) 認定農業者で青色申告者

(イ) (ア)の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者

(ウ) (ア)の者に準ずる者で3年以内に(ア)の者になることを約した者

(エ) 35歳未満の農業後継者で10年以内かつ35歳までに(ア)の者になることを約した者

イ 政策支援割合は、3/10を基本とし、2/10から1/2の支援を行う。

ウ 政策支援期間は、35歳以上の期間については10年間を上限とし、35歳未満の期間については政策支援要件を満たしている全期間を政策支援期間とする（ただし、合計最大20年まで）。

エ 新制度への円滑な移行のため、現行加入者を3年間に限り政策支援対象とする。

加入者の拠出に係る年金は65歳到達のみを、また、政策支援に係る年金は20年以上加入・経営継承を支給要件とする。

(2) 制度の抜本的改革に伴う所要の調整

受給者の負担は平均で9.8パーセントとするが、老齢年金（併給老齢を除く）については負担ゼロとし、その他については若干の傾斜により配分する。

加入者・待期者の今後の現行制度分の年金について、以下の措置を講ずる。

ア 一定年齢以上の者については、経営移讓年金への期待も踏まえ、加算付経営移讓年金は20年、基本額経営移讓年金は10年の経過措置を講じ、その間、現行要件により経営移讓年金を支給する。

イ 農業者老齢年金については、いかなる世代においても掛け損が生じないようにする。

ウ 特例配偶者加入者については、保険料納付済期間の1/3を加算する。

制度の再構築という観点も踏まえ、加入者・待期者が希望する場合には、現行制度分の将来の年金支給に代えて納付済保険料総額の80%の脱退一時金を支給する。

新制度と現行制度との比較

項 目		新 制 度	現 行 制 度
年金財政		積立方式	賦課方式
加入要件等	強制か否か	任意	強制（＋任意）
	加入年齢	60歳到達まで加入	原則60歳到達まで （但し60歳までに20年の加入期間を満たし得ること） 65歳到達まで加入可 （20年期間要件を満たすために加入が必要かつ65歳までに20年要件を満たし得ること）
	農業上の要件	農業に従事している者	50 a 以上の農地名義を有する者 30a以上50a未満の農地名義を有する者 農業生産法人の構成員 の者から経営移譲の後継者指名を受けている直系卑属の1人 加入者等と家族経営協定を締結している配偶者
	脱退	任意脱退 （脱退一時金はなし、将来年金として支給）	加入資格の農業上の要件 に該当する者で60歳までに20年以上の期間を有する者は任意脱退できない。 その他は任意脱退可（脱退一時金支給）
保険料	金額	月額 2 万円(1 千円単位で増額可。ただし、上限あり)	定額（20,440円 / 月(平成13年)）
	政策支援要件	認定農業者・青色申告 認定就農者・青色申告 の配偶者・後継者(一定要件あり) 認定農業者・青色申告予定 認定農業者予定・青色申告 35歳未満の後継者(一定要件あり) 加入期間が20年以上見込まれること	35歳未満の加入者について保険料割引（定額保険料の2 / 7を割引）
年金支給	年齢要件	政策支援分の年金（年齢上限なし） 65歳以降でかつ事業廃止をした後に支給開始（事業廃止後60歳までの繰上げ支給可能） 自己拠出分の年金 65歳から支給（60歳までの繰上げ支給可能）	経営移譲年金 65歳までに農地の権利の移転・設定をして事業廃止した後に支給開始（60歳までの繰上げ支給可能） 農業者老齢年金 65歳から支給（経営移譲年金が支給停止になった場合には65歳以前でも支給）
	年金の種類	特例付加年金（政策支援分） 農業者老齢年金（自己拠出分）	加算付経営移譲年金 基本額経営移譲年金 農業者老齢年金
	農業上の要件	特例付加年金支給のためには経営継承が要件	農地等の権利の設定・移転をして事業廃止

農業者年金制度の現状と問題点

制度の目的

国民年金の給付の上乗せとして農業者の老後の生活の安定
適期の経営移譲を通じた農業経営の近代化（若返り）及び農地保有の合理化（細分化防止、規模拡大）

制度の仕組み

加入要件

ア 65歳までに20年以上加入可能な、イ 国民年金第1号被保険者で、ウ 農地等の面積が30アール以上の農業経営者、農業後継者、配偶者等

このうち、60歳までに20年以上の期間があり、農地等の面積が50アール以上の経営者は当然加入

受給要件

保険料納付済期間等が20年以上で、65歳までに経営移譲した場合には経営移譲年金を、その他には農業者老齢年金等を支給

農業者年金の政策効果

経営移譲を受けた後継者の平均年齢は35歳であり、経営者の若返りに寄与

これまで約79万件の後継者移譲により、約157万haの農地等が細分化されずに後継者に継承

第三者移譲1件当たりの平均移動面積は1.1ha（都府県）と、一般の4倍以上であり、まとまった面積での権利移動を促進

第三者移譲と離農給付金による経営移譲を合わせると、農地の権利移動に占める割合は10%（昭和45年～平成9年度累計）

農業情勢の変化と問題点

・農業就業人口の高齢化

60歳以上のシェア S40年：22% H12年：65.9%

・担い手不足

基幹的農業従事者 S40年：894万人 H12年：240万人

認定農業者数：15万8千人（12年11月末）

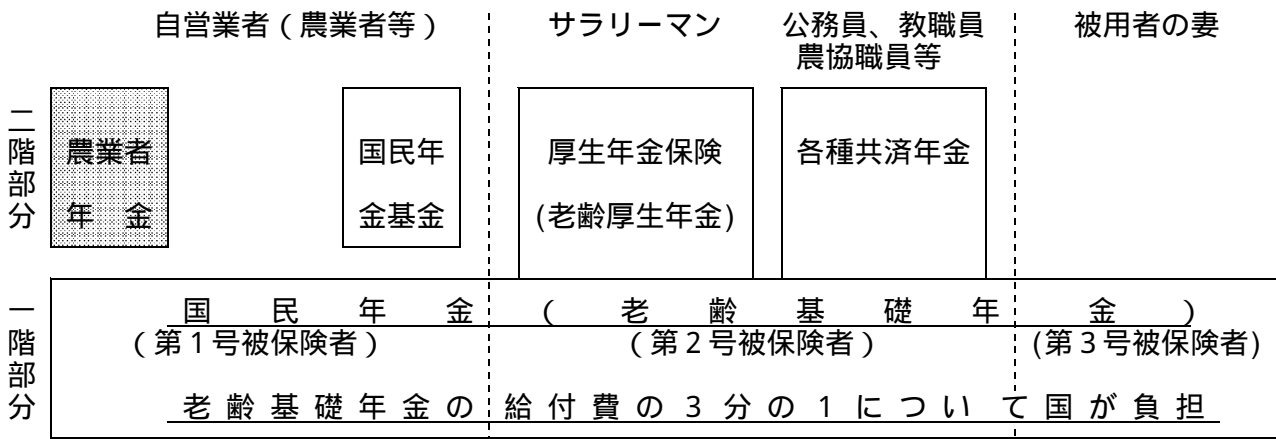
・経営移譲者の割合の低下

H6年度：75.9% H11年度：68.4%

・経営移譲の相手方の過半がサラリーマン後継者

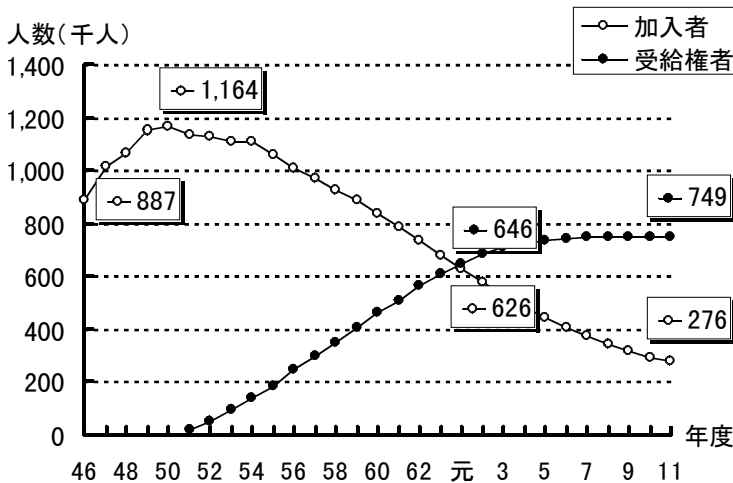
譲受者がサラリーマン後継者等の割合 S51年度：39.9% H11年度：69.0%

現在の公的年金制度の体系



(注) 年金の国庫助成は1階部分のみで、2階部分の助成はない。しかしながら、農業者年金には、構造政策を推進するという「政策性」に着目して経営移譲年金に国庫助成が行われている。

加入者と受給権者の推移 (成熟度272% (H11年度末))



農業者年金の財政収支 (単位: 億円)

区 分		11年度
収 入	保険料	503
	国庫助成	755
	運用収入	40
支 出	経営移譲年金	754
	老齢年金	927
	一時金	29
	事務費等	14
単年度収支		431
年度末資産		1,449

農業者年金の主要指標

区 分	2年度	7年度	10年度	11年度
新規加入者数(人)	10,885	3,983	2,630	1,609
未加入者数(人)	125,053	91,911	69,812	67,145
保険料収納率(%)	89.0	83.2	77.4	75.9
経営移譲者の割合(%)	89.7	76.9	69.2	68.4
単年度収支(億円)	499	171	394	431
年度末資産(億円)	4,404	2,928	1,880	1,449